

第2回検討委員会以降の経過報告

1 第2回検討委員会の振返り

前回の委員会では、「各事業者を訪問して聞き取りをする必要がある」、「事業者からの様々な意見聞く場を設けて欲しい」、「意見交換することで事業者の理解も得られる」などご意見をいただいたことから、8月19日に開催した宿泊事業者説明会では、市の考えを説明するとともに、意見交換を実施いたしました。また、不参加の報告をいただいた事業者の中で、個別説明を希望する事業者に説明する予定である。今後は、連絡が取れていない事業者には電話連絡するなど、接触の機会を設ける予定である。

2 宿泊事業者アンケート再調査結果(7/10～7/28)

- ・宿泊事業者へのアンケート再調査では、7事業者から回答があり、31件となった。
- ・複数経営している事業者は、同一事業者とし1件としたため、配布件数は63件となった。
- ・全体の回答率は49.2%となった。
- ・再調査後のアンケート調査結果では、当初と比較し、率の変動はあったが、回答結果で変更となった項目は、別紙①P5の設問6のみで、回答の多い割合が、「宿泊料金により区分を設けない方がよい」から「宿泊料金により区分があっても差し支えない」に変更となった。

【当初】

種別	配布件数	回答件数	回答率
旅館・ホテル	37件	20件	54.1%
簡易宿所	15件	3件	20.0%
民泊	14件	1件	7.2%
合計	66件	24件	36.4%

【再調査後】

種別	配布件数	回答件数	回答率
旅館・ホテル	36件	22件	61.1%
簡易宿所	15件	5件	33.3%
民泊	12件	4件	33.3%
合計	63件	31件	49.2%

2 産業建設常任委員会での主な意見(7/29)

Q1・受入環境の整備に関連し、観光客の目につくところだけでも道路整備を含めるべきと思うが、それについても今後検討するということが良いか。

A1 取組例は例示であり、今後優先度を付けて取り組んでいくが、道路整備を優先的に取り組んでいくことは考えていない。ただ、まったくゼロということではなく、限りなく優先度が低いものとしてご理解いただきたい。

- Q2 課税要件や免税点については、当初見込んでいた予算額から考えて北海道とは異なる税額とすると理解した。総務省の通達があるのであれば、最低限北海道と合わせるべきだと思う。税収見込みで充ててしまっており、利用者目線ではないと感じるが、いかがか。
- A2 総務省の通達では、免税点と課税免除については、道と市で制度が異なる場合、宿泊事業者の混乱を招くものと見解が示されたところである。税率については課税の自主権もあり、完全に合わせることは難しいという見解であった。
- Q3 宿泊者や事業者の手間を考えるのであれば、予算を前提とせず、集められる分から集めた分だけ分配するのが妥当である。考え方が逆ではないか。
- A3 宿泊税は目的税なので、やりたい事業、市として今後検討すべき事項に必要な、見合った額を課税するというのが基本となる。もちろん、税を負担していただく方の理解が前提となるため極端な額にはできないが、基本的にはやりたいことに対して必要な税額を検討するものをご理解いただきたい。
- Q4 免税点を設けるべきだと思うがいかがか。5千円未満や4千円未満の低廉な料金の民泊等には長期滞在する利用者も多く、宿泊税の負担が大きくなる。このことについて検討や見直しをしないのか、考えを伺う。
- A4 民泊事業者については、宿泊税を徴収して受入環境の整備、例えばWi-Fiの整備や施設修繕の支援に充てることが可能であり、宿泊料金が安い施設であっても行政サービスを受用することから、免税点を設けないこととしている。
- Q5 スポーツ合宿誘致を積極的に進めている本市として、教育課程外のスポーツ合宿等に課税することはもったいないと思うが、議論の余地は無いか。
- A5 現状の考えとしては、先ほど説明したとおり北海道に合わせる考えであるが、本市にスポーツ合宿に来ていた実業団へヒアリングをした結果、千歳市は空港のアクセスが良いことやスポーツ施設使用料の減免制度があるなど、宿泊税を導入しても千歳市で合宿を継続する意向が示されたところである。受入環境を充実させることで対応していきたい。

3 宿泊事業者説明会での主な意見(8/19)

宿泊事業者への説明会を北海道と合同で実施し、参加者は10施設12名であったが、不参加の事業者からも個別説明を希望する施設が2施設あった。

○宿泊事業者1

海外からの宿泊客とトラブルになることを懸念している。トラブルになった時の問合せ先や頼れるところを用意してもらえるか。スピード感が大切なので、「ここに連絡したらすぐに解決できる」というところを用意してもらいたい。また、多言語で対応してくれるところがほしい。

⇒【市】総務省からも十分な周知期間を設けるよう求められており、制度開始までに周知を図っていく。トラブルの際には市や道に問い合わせてもらいたい。

⇒【市】多言語については、医療としての対応か、翻訳機による対応か、状況によるが、宿泊税を財源として検討していきたい。市民病院では、多言語対応できるところに委託して間に入ってもらう

ている。今はアプリで対応できる部分もあると思われ、いただいたご意見を踏まえて検討していきたい。

○宿泊事業者2

非課税要件に関して、中体連や高体連はどのような扱いになるか。

また、インボイスのように宿泊税がはっきり表示されるようにシステムを変えて欲しいということか。

⇒【道】非課税の対象は修学旅行などの学校行事のみと考えている。システムに関してはお見込みのとおりで、領収書等に表示できるようシステム改修の補助を検討している。

○宿泊事業者1

公平性の観点から免税点を設けないとのことだが、免税点を設けている東京や大阪は公平ではないということか。

⇒【道】課税自主権があることから、それぞれの制度のもと実施されている。道としては、宿泊行為に等しく課税して公平性を担保する考えである。受入態勢の強化や交通の利便性向上などで利用者に還元していきたい。

○宿泊事業者1

限られた人員体制で営業している小規模な施設への配慮として、東京や大阪では免税点が設けられているものと捉えている。免税点を設けないことは、事業者の視点からみて公平でなく、考え直してほしい。

⇒【道】道としては、宿泊行為に等しく課税して利用者目線で公平性を確保するため、現時点では免税点を設けない考えである。条例の施行後5年を目途として、社会経済情勢の推移等を勘案して適時検討の機会を設けることとしている。

○宿泊事業者1

5年我慢するのは辛いので、短くしてもらいたい。市の検討委員会でも5年は長いという意見が出ていたと思う。

⇒【道】5年はあくまで目安だが、税を1、2年で変えるわけにもいけないので、社会経済情勢の変化を踏まえて適時検討する。

○宿泊事業者1

定額よりも定率の方が宿泊客に説明しやすく、改定時もシステム入力が簡単である。

⇒【市】特別徴収義務者となる宿泊事業者の負担を軽減するため、定額で検討している。

⇒【道】地域の意見を聞く中で、低率だと1円単位の税額となることや、食費を除いた宿泊料を算出しなければならぬなど手間が煩雑という意見が多数であった。

○宿泊事業者1

毎月納税するというのがすでに負担である。

⇒【市】毎月の納付とする地域が多いが、一定の条件を満たせば3か月ごととしているケースもあり、ご意見を踏まえて検討委員会で検討したい。